

令和 5 年 6 月 16 日現在

機関番号：32606

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18H00799

研究課題名(和文) 国際経済紛争処理手続の比較法的分析

研究課題名(英文) Comparative Analysis of International Economic Dispute Settlement Procedures

研究代表者

阿部 克則 (Abe, Yoshinori)

学習院大学・法学部・教授

研究者番号：20312928

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 9,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、国際経済紛争処理の手続的及び制度的課題を、他の国際紛争処理システムや国内裁判手続と比較分析することを通じて検討した。特に本研究は、WTO紛争処理、投資仲裁、ICJ、及びUNCLOS裁判における先決的抗弁手続、WTO紛争処理における適用法規と先例拘束性の問題、WTO紛争処理、投資仲裁、及びICJにおける安全保障例外条項の解釈適用、国際経済紛争処理における上訴メカニズムについて分析した。これらの研究成果は、『国際経済紛争処理の争点』と題する書籍において公表する予定である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1990年代後半からの約20年間で国際経済紛争処理手続が急速に発展したが、他方でその影響力ゆえに、多くの手続法的課題も指摘されていた。特にWTO紛争処理においては、上級委員会が機能停止してしまった。そこで本研究は、国際経済紛争処理手続の正当性/正統性を確保し、実効性ある紛争解決を行うためには、どのような改善策が必要なのかを提示した。また本研究は、国際法上の他の紛争処理に関する専門家や国内訴訟法の専門家も参画することによって、国際経済紛争処理の手続法的課題を多面的に検討したため、国際経済紛争処理の専門家だけで行う研究では得られない新たな知見を獲得することができた。

研究成果の概要(英文)：This study examines procedural and institutional issues in international economic dispute settlement through a comparative analysis with other international dispute settlement systems and domestic court proceedings. In particular, this study analyzes the preliminary objection procedures in WTO dispute settlement, investment arbitration, ICJ, and UNCLOS tribunals; the applicable law and the issue of precedent in WTO dispute settlement; the interpretation and application of security exception clauses in WTO dispute settlement, investment arbitration, and ICJ; and the appeal mechanism in international economic dispute settlement. The results of these studies will be published in a book entitled "Procedural Issues in International Economic Dispute Settlement."

研究分野：国際法 国際経済法

キーワード：国際経済紛争処理 WTO 投資仲裁 FTA 国際司法裁判所 先決的抗弁 安全保障例外条項

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

1990年代後半からの約20年間で、国際経済紛争処理手続が急速に発展した。WTO（世界貿易機関）紛争解決手続では、処理件数が増大し続け、本研究を開始した2018年時点では、付託された紛争は累計で500件を超えていた。またFTA（自由貿易協定）などの地域経済統合における紛争処理手続も普及し、それらの紛争処理手続を利用した紛争解決が増える可能性もあった。さらに、国際投資協定に基づく投資仲裁の処理件数も増大し、例えば投資紛争解決国際センター（ICSID）による仲裁に付託されて終了した事件数は、2018年時点で400を超えていた。

他方で、国際経済紛争処理手続に対しては、その影響力ゆえに、多くの課題も指摘されていた。例えば、WTO紛争解決手続に関しては、先決的抗弁が多数提起されるようになったものの、統一的な手続規則がなかった。また、WTO紛争処理は迅速に行われることが本来目指されていたものの、実際には判断が確定するまでに時間がかかり過ぎることに加えて加盟国や企業が不満を持っていた。さらに上級委員会の判断に関しては、米国の問題視し、上級委員選任問題にも発展した。投資仲裁に関しても、手続が非公開であることから透明性の欠如が批判されており、仲裁人が特定の個人に偏って選任されていることや、上訴機関がないために一貫性のない判断が繰り返されていることも問題視されていた。

以上のような背景から、基本的には成功しているといえる国際経済紛争処理手続に関しても、様々な課題に対応して、正当性/正統性を確保し、実効性ある紛争解決を行う必要があると考え、本研究を開始した。

2. 研究の目的

本研究は、上述のような背景のもと、国際経済紛争処理を手続法的・訴訟法的にいかにより改善すべきか、及び、制度的にどのように改善すべきか見出すことを目的とした。そして具体的には、複数の国際経済紛争処理手続の間での比較検討（国際経済法内部での比較）、国際経済紛争処理手続と他の国際法上の紛争解決手続との比較検討（国際法平面での比較）、国際経済紛争処理手続と国内法上の訴訟法との比較検討（国内法との比較）という3つの柱を立て、他の手続における同種の問題の取り扱いを参考にして、比較法的観点から国際経済紛争処理手続のあるべき改善策を見出すことを目指した。

さらに、上述のような手続法的な分析に加え、紛争解決の実態面からも分析を行って、改善策を見出すことを試みた。具体的には、国際経済紛争処理手続の担い手である事務局の体制、弁護士事務所の活動状況、パネリストや仲裁人に任命される人材等の実態調査を第4の柱とし、手続法的な分析に加え、現実的な手続的・制度的改善の提言を行うことを本研究は目指した。

3. 研究の方法

本研究は、国際経済紛争処理手続の手続的及び制度的問題点を比較法的分析によって明らかにし、かつ、その改善策を提言しようとするものであるが、具体的な研究方法としては、国際経済法内部での検討、国際法平面での検討、国内法との比較検討、実態調査の4つの研究グループに研究分担者が分かれて分析を進め、研究代表者が全体を統括する体制をとった。なお研究代表者及び分担者も、複数のグループに所属して活動する場合があり、また最終的には、4つのグループの分析結果を総合して、包括的な成果を上げることが目指した。

(1) 国際経済法内部での検討は、WTO紛争処理手続、FTAの紛争処理手続、投資仲裁の手続を比較検討した。具体的には、先決的抗弁に関する手続や上訴制度における制度設計、先例拘束性の問題を取り上げた。また、本研究開始後に安全保障例外条項が援用される事案が増加し、さらには米中対立の先鋭化やロシアによるウクライナ侵略も発生して安全保障例外条項の重要性が増したため、安全保障例外条項が紛争処理手続で援用された場合の手続的論点についても、WTO紛争処理と投資仲裁とで比較分析した。

(2) 国際法平面での検討は、国際経済紛争処理手続（WTO、FTA、投資仲裁）と他の国際紛争処理手続（ICJ、ITLOS、常設仲裁裁判所（PCA）の仲裁）における手続法・訴訟法的側面を分析した。具体的には、先決的抗弁や適用法規などを比較検討の対象とした。また国際法平面での検討においても、ICJが通商航海条約上の安全保障例外条項に関して判断を行う事案が続いていることを踏まえ、国際経済紛争処理手続における安全保障例外条項の手続的位置づけとの比較を行った。

(3) 国内法との比較検討は、第1に、国際経済紛争処理手続の上訴手続と民事訴訟法における上訴手続とを比較分析した。具体的には、差戻権限、事実認定権限、法律問題と事実問題の区別等の問題について、国内民事訴訟法とWTO上訴手続、及び、投資仲裁に関する上訴システム提案などとの比較を行った。第2に、証拠法に関し、国際経済紛争処理手続と民事訴訟法とを比較検討した。

(4) 国際経済紛争処理の実態調査は、紛争処理手続の担い手の問題を取り上げ、その特徴や手続の運用に及ぼす影響を調査し分析した。具体的にはICSID、国際海洋法裁判所（ITLOS）、ICJ、PCAの事務局/書記局を訪問し、裁判官や仲裁人を補佐する法務担当者インタビューを行い、

事務局/書記局が判断権者である裁判官や仲裁人と実際にはどのような関係あるのか調査を行った。他方で、コロナ・パンデミックの発生により、2020年度以降は海外出張が困難となったため、WTO事務局や各国政府、法律事務所への訪問調査は行うことができなかった。

4. 研究成果

本研究の研究期間内に公表に至った研究成果については、後掲の発表論文などであるが、本研究の最終成果は、『国際経済紛争処理の争点』と題する書籍にとりまとめ、2023年度中に公刊する予定であり、その概要は以下のとおりである。

(1) 第1に、先決的抗弁に関して、WTO紛争処理、投資仲裁、ICJ、および、UNCLOS裁判を比較検討し、その特徴や課題を分析した。WTO紛争処理に関しては、持ち込まれる紛争がWTO協定上のものに限定されているため、ICJなどと比較して事項的管轄に関する先決的抗弁は従来は提起されておらず、具体的な紛争におけるパネルの付託事項内か否かという先決的抗弁が大半を占めるといった特徴があるが、訴えの利益の有無や他の紛争処理手続との管轄権競合など、受理可能性に関する先決的抗弁は少数だが事例がある。投資仲裁に関しては、私人である投資家が紛争当事者であることが他の紛争処理手続との決定的な相違であり、そこから派生する特徴的な先決的抗弁が多く存在する。具体的には、適用される国際投資協定上の保護対象である「投資家」に申立人がそもそも該当せず、仲裁廷が人的管轄権を有さないとの先決的抗弁も一般的である。被申立国としては、自国の投資協定違反の有無という本案判断に入ることなく先決的抗弁が仲裁廷によって認容されることが望ましく、先決的抗弁の手続を本案審理から分離する手続分岐を求める傾向もある。投資仲裁における手続分岐は、ICSID規則などが規定しているが、この点に関しICJ規則やWTO紛争処理における実践と比較検討した。

(2) 第2に、法の解釈適用に関する問題として、適用法規と先例拘束性の問題を扱った。適用法規に関し、WTO紛争処理においては原則としてWTO協定に限定されており、この点は国際法一般が適用法規となるICJや、国際投資協定に加えて条約法や国家責任法などの一般国際法を適用法規とする投資仲裁と比較して大きく異なる。UNCLOS裁判所も、UNCLOSに反しない国際法の他の規則を適用法規とする。他方でWTO紛争処理においても、紛争解決了解(DSU)によって適用法規となると明記されている条約解釈規則だけでなく、他の条約法の規則(錯誤や同一事項に関する相前後する条約など)も適用法規となる可能性が、実際の紛争事例で示されており、かかる適用法規の「拡大」がWTO紛争処理に及ぼす影響について、他の紛争処理手続と比較しつつ分析した。また先例拘束性の問題に関し、WTOでは上級委員会が事実上の先例拘束性を導入したと米国が強く批判し、論争となっているが、そもそも「先例」の意味内容に関する理解が、上級委員会・紛争当事国・研究者などの間において必ずしも一致していないことからくる混乱も生じている。そこで、WTO紛争処理における「先例」の意義を他の紛争処理手続における実践と比較しつつ分析した。

(3) 第3に、安全保障例外条項の解釈適用に関し、WTO紛争処理、投資仲裁、ICJでの実践を比較分析した。それぞれのフォーラムにおいて解釈適用の対象となる安全保障例外条項の文言自体が異なるため単純な比較はできないものの、自己判断的文言を含むWTO協定の安全保障例外条項に関しても、WTO紛争処理においては援用国の完全な裁量は認められず、パネルは安全保障例外条項の要件が充足されているか否か一定の審査をしている。投資仲裁で援用される国際投資協定上の安全保障例外条項やICJで援用される通商航海条約上の安全保障例外条項についても、援用国の裁量の余地は認めつつも仲裁廷/裁判所は同条項の要件充足性を審査してきた。この点で、安全保障例外条項の援用を、管轄権または受理可能性の否定という先決的問題として処理するのか、あるいは援用国の条約違反行為があったとしてもそれが正当化されるという本案問題として扱うのかという手続法上の位置づけの問題もある。このような安全保障例外条項に関わる判断権者の審査の程度や手続法上の位置づけについて、比較分析を行った。

(4) 第4に、国際経済紛争処理の制度的課題に関し、WTO上級委員会の審査権限について国内訴訟法との比較分析を行った。米国は、上級委員会の司法積極主義的姿勢を問題視しているが、WTO協定が「意図的なあいまいさ(constructive ambiguity)」を含む微妙なバランスの上に成り立っている条約だとすれば、米国の上級委員会批判には合理的な部分もある。かかる観点から上級委員会の審査権限を限定するとすれば、いかなる選択肢があるのか、国内訴訟法上の上級裁判所に関する仕組みを参照しつつ考察した。また、上級委員会が機能停止したことに対応する多国間暫定上訴仲裁制度(MPIA)が設立されたが、同制度の有する問題点について分析した。加えてFTAの紛争処理制度について、上訴手続の有無などWTO紛争処理との比較をしつつ、近年の紛争解決事例の動向や課題を検討した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 阿部克則・瀬田真・平見健太	4. 巻 56(2)
2. 論文標題 〔資料〕国際紛争処理機関事務局の実態調査(3):PCA国際事務局	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 学習院大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 119-129
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 小寺智史	4. 巻 2019年度版
2. 論文標題 インド 鉄鋼製品の輸入に対する措置(パネル)(DS518)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 WTOパネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 李禎之	4. 巻 70(3,4)
2. 論文標題 安全保障条項に基づく抗弁の訴訟法上の位置	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 670-650
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 平見健太	4. 巻 7
2. 論文標題 強制技術移転問題に関する国際ルールの現状と課題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 中曽根平和研究所 経済安全保障研究会・研究報告	6. 最初と最後の頁 1-10
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 67(7)
2. 論文標題 投資協定仲裁判断例研究(123)契約紛争における和解合意の「投資」該当性およびBIT、コトヌー協定と契約上の紛争解決条項の関係を判断した事例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 27-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 22
2. 論文標題 投資紛争における並行的手続	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際私法年報	6. 最初と最後の頁 126-152
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 INOSE, Takamichi	4. 巻 16(5)
2. 論文標題 The Evolution of Investment Liberalization under the recent Investment Treaties	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Public Policy Review	6. 最初と最後の頁 1-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小寺智史	4. 巻 30
2. 論文標題 アメリカ第一主義とWTO トランプ政権の一方的措置とWTO加盟国の反応	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 15-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平見健太	4. 巻 140
2. 論文標題 WTO紛争処理におけるFTAの位置	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 165-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 118
2. 論文標題 国家による行政に対する投資条約制度の影響	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 120-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 140
2. 論文標題 「自由化」を規定する投資条約の展開	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 フィナンシャル・レビュー	6. 最初と最後の頁 182-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 66
2. 論文標題 投資協定仲裁判断例研究(116)逸失利益の因果関係の基準および申立人の損失軽減義務が判断された事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 6-13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yoshinori Abe	4. 巻 26
2. 論文標題 Revisiting the Travaux Préparatoires of DSU Article 17: Some Suggestions Concerning the WTO Appellate Body Crisis	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 International Trade Law and Regulation	6. 最初と最後の頁 79-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部克則・平見健太	4. 巻 55
2. 論文標題 国際紛争処理機関事務局の実態調査(1): ICSID事務局	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 学習院大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 9-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部克則・瀬田真・平見健太	4. 巻 55
2. 論文標題 国際紛争処理機関事務局の実態調査(2): ITLOS書記局	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 学習院大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 3-12
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 阿部克則	4. 巻 55
2. 論文標題 CAFTA-DR紛争処理手続におけるパネル設置要請と先決的抗弁	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 学習院大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 169-192
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 猪瀬貴道	4. 巻 65
2. 論文標題 管轄権・受理可能性におけるsiegel social解釈、間接持株、子会社による仲裁と和解	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 63-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 李禎之	4. 巻 -
2. 論文標題 管轄権判断に対する「被告国の認識」の影響 近年における国際司法裁判所の判例動向	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 芹田健太郎他編『実証の国際法学の継承 - 安藤仁介先生追悼』	6. 最初と最後の頁 509-522
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 WTO体制をめぐる混迷 実体法および手続法の観点からみた考察
3. 学会等名 国際取引法フォーラム (招待講演)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Takemasa Sekine
2. 発表標題 Is it Time to Develop a Regional or Asian Trade Dispute Settlement Mechanism?
3. 学会等名 Asian Society of International Law Biennial Conference (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 猪瀬貴道
2. 発表標題 投資紛争における並行的手続
3. 学会等名 国際私法学会（第132回大会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Makoto Seta
2. 発表標題 The Conflict between Consistency within the Courts and Harmonized Operation of the United Nations Convention on the Law of the Sea
3. 学会等名 Comparative Procedure in State-to-State Disputes (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Yoshinori Abe
2. 発表標題 The Limit of the WTO Appellate Body
3. 学会等名 UK-EU-Japan Trade, Regulation and IP (国際学会)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 阿部 克則、関根 豪政、李禎之（編著）	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 -
3. 書名 国際経済紛争処理の争点	

1. 著者名 阿部 克則、関根 豪政	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 428
3. 書名 国際貿易紛争処理の法的課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	平見 健太 (Hirami Kenta) (10812711)	早稲田大学・社会科学総合学院・講師(任期付) (32689)	
研究分担者	岩本 禎之(李禎之) (Iwamoto Yoshiyuki) (20405567)	岡山大学・社会文化科学学域・教授 (15301)	
研究分担者	関根 豪政 (Sekine Takemasa) (60736510)	名古屋商科大学・経済学部・教授 (33914)	
研究分担者	猪瀬 貴道 (Inose Takamichi) (70552545)	北里大学・一般教育部・教授 (32607)	
研究分担者	佐瀬 裕史 (Sase Hiroshi) (80376392)	学習院大学・法学部・教授 (32606)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	小寺 智史 (Kodera Satashi) (80581743)	西南学院大学・法学部・教授 (37105)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 協 力 者	瀬田 真 (Seta Makoto)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関